

古屋 六 丞

兩郡御扶持人・十村・山廻り

一八 郡奉行より達御郡方御定

御郡御定

一、浦方・宿方に被建置候高札之表、違背仕間敷候事。
 一、上様御荷物舟之儀は不及申、他國諸大名衆荷物舟難風に逢候節、御馳走仕儀彌油斷仕間敷候。勿論破損舟杯有之節、跡々之ごとく、船道具等に至迄取ちらし不申様、早速縮仕、十村并御奉行に可及案内事。

一、津留・津入其外諸事、御定之品々彌可相守事。

一、其組十村申付儀、村肝煎・組合頭違背仕間敷候。村肝煎・組合頭方より小百姓に申渡儀、是又違背致間敷候。若十村并村肝煎・組合頭非分申懸候は、小百姓方より直に御郡御奉行に可申斷事。

一、御領國百姓中、其外遊民に至迄、公事沙汰に付目安上る儀有之者、如先規、其組之十村副書を以、御郡奉行迄可上之候。縦直に言上仕度儀有之候共、村肝煎は十村迄書付

射水郡百姓持山之分

東海老坂村分			
守山城	御林	但松	
長坂村	同	同斷	
右之通			

午六月十二日

加藤 九郎太郎

可出之候。但十村手前之儀申上度事有之は、御郡奉行・改作奉行迄書付出し可申候。右兩奉行之事務においては、御算用場に可申上候。御算用場に對して申上品有之は、大御目付迄書付可出候。右之役人指置、直に訴狀等於上之は、不及理非急度可被行曲言旨、被仰出候事。

一、其組之十村非分有之、百姓方より御扶持人十村迄及斷候を隠し置、後日に相聞候は、御扶持人十村可爲越度事。

一、いたづら成百姓、申立に茂成間敷儀を公儀を掠、公事沙汰に不成儀をいたづら者そひへを乞、下持を仕出入いたさせ、書付上之候は、本人よりは下持仕者大罪に候間、曲言可被仰付候。其組之十村・御扶持人吟味仕、御郡奉行に可申斷事。

一、律儀成百姓、公儀を恐可申上儀も不申上者は、十村・御扶持人見聞候通、御郡奉行に可申聞事。

一、此以前より如申渡、在々諸百姓奢たる儀不仕、耕作專に致し、身軀持立候様に常々心懸、諸事無油斷はげまし可申事。

一、家作自今以後二間梁、ひさしは六尺に不可過。但、高

多持候百姓等、土間廣く仕候は不苦候。往還筋人宿仕者は、格別之事。

一、なげし作・杉戸附書院・組物一切無用、床ぶち・さん・かまち塗候儀、并唐紙張付、堅く御停止之事。

一、衣類之儀、跡々御定之通、木綿・布之外着用仕間敷候。但、十村・御扶持人之儀は、男女共袖免許之事。

一、男女共に紫・紅に不可染、此外之諸色、形なしに染可着用事。

一、百姓食物、常々雜穀を可用、米糶に不可食事。

一、十村・扶持人・惣百姓、男女共乗物一切御停止之事。

一、小百姓は不及申、御扶持人・十村・長百姓たりといふとも、常々振廻之付合仕間敷候。神事或は嫁娶・智入、或は葬送・年忌之刻、成程かろく可仕事。

一、御郡中在々に而、酒(地黃粉力)・しわせん・菓子、えやうの賣物爲賣申間敷候。但、宿往還筋之分は、賣物見せ賣に仕儀は不苦事。

一、跡々より不在來異形之諸勸進御停止、并他國座頭・舞廻・人形廻し・をどり子等、惣而無故者に宿貸候儀、一切無用之事。